

お知らせ

【年末年始のお知らせ】

下記の期間を冬期休業とさせていただきます。
令和2年12月29日（火）～ 令和3年1月3日（日）
ご迷惑をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

2020

12月号

vol.84

NEWS LETTER

12月になりました。昨年末のご挨拶を読み返してみると「オリンピックにあやかり、チャレンジの一年にしたい」旨の記載をしておりました。コロナに振り回された一年でしたが、リモートワーク等のチャレンジを余儀なくされたものから、インターンシップ制の導入等の積極的な投資まで「出来る範囲でがんばれたかな」という印象です。相変わらずの自粛ムードの中で社員を慰労することも叶いませんが、来年の年末には以前のディスタンスで笑いあえることを祈念して新年を迎えたいと思います。

岡村 景明

* 個人が国等から受け取る
給付金等の課税関係

* Message From Staff
～今年目標結果～



個人が国等から受け取る 給付金等の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響による給付金等の支給が、国や地方公共団体（以下、国等）から行われています。この給付金等に係る課税関係は、その都度判断します。そして個人が課税される給付金等を受け取る場合には、どの所得に該当するののかも判断しなければなりません。そこで今回は、個人の確定申告時期を前に、国税庁から公表されている情報から、国等から個人へ支給された給付金等に係る課税関係を確認しましょう。

課税となるもの、ならないもの

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、課税されないものの区別の仕方は、原則として次のとおりとなっています。

課税となるもの	以下の非課税以外
課税されないもの (=非課税)	<p>次のような給付金等</p> <p>①給付金等の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの</p> <p>②その給付金等が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学資として支給される金品 ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

どの所得に該当する？

個人の所得税の計算上、その発生の要因等に応じて、次の10種類の所得のうちのいずれかにあてはめた上で、それぞれの所得ごとに所得金額を計算します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 給与所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 山林所得 ・ 退職所得
---	---

個人が国等から課税となるものに該当する給付金等の支給を受けた場合には、上記のうち、どの所得に該当するのかを判断しなければなりません。

その判断となる指針が、国税庁の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（以下、資料）で、以下のように示されています。

①事業所得等	<p>事業に関連して支給される給付金等</p> <p>例. 事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するもの</p>
②一時所得	<p>事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される給付金等</p>
③雑所得	<p>上記①②いずれにも該当しない給付金等</p>

具体的な例示

個人が国等から支給を受けた給付金等について、課税となるもの、非課税となるものの例示が上記資料内に記載されています。その他、2020年から新たに給付金等として支給されるものを一部含め、次ページにまとめました。

○非課税となるもの(例示)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） ・ 子育て世帯臨時特例給付金 ・ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 ・ 東京都認証保育所の保育料助成金
---	--

○課税となるもの(例示)

①事業所得等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金
②一時所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（給与所得者向け） ・ Go Toキャンペーン事業における給付金 ・ すまい給付金 ・ 地域振興券 ・ マイナポイント
③雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金（雑所得者向け） ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

一時所得にご注意を

事業所得や雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

一時所得は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を差し引き、そこからさらに最大50万円を控除することができます。そのため、その年中に一時所得となる金額す

べてを足した合計が50万円を超えない限り、実質課税はされません。

一時所得として注意すべきは、保険金の満期返戻金や解約返戻金として一時金を受け取った場合、あるいはふるさと納税を行うことで、ふるさと納税の返礼品を受け取っている場合です。これらは一時所得となりますので、ご注意ください。

直江 美佳

挑戦してきた事が少し
ずつ実を結びました。
来年も引き続き良い結
果を目指して。



松尾 圭司

即動くということがで
きた実感もあれば、
もっとできたという反
省もありました。来年
も継続します。



川端 優美

コロナ禍でも現状の維
持できました。次は当
初の目標である発展へ
再チャレンジします。



竹内 菜美

電動自転車をやめて歩
いたり時々ハイキング
へ出かけたり運動を始
めました。慣れてきた
ので持続します。



芦谷 久美子

コロナ禍で失ったもの
も多くありましたが、
得たものも多くあった
と気持ちを入れ換えたい
と思います。



二日市 昌代

美は一日（一年）にし
て成らず。。
来年も「健康美」を目
指して生活習慣を改善
していきます。



田邨 みずほ

コロナ禍で家にいるこ
とが多く断捨離が進み
ました。来年は新しい
ものを取り入れる一年
になりそうです。



浦山 結衣

公私ともに…という目
標でしたが、コロナ禍
により”私”の面での
挑戦が充実した1年と
なりました。

